

| | |
|------------------|---|
| Title | 初期鎌倉府再考：南北朝初期の「鎌倉府執事」の性格をめぐって |
| Sub Title | Reconsideration on the early 'Kamakura-fu' (初期鎌倉府) |
| Author | 磯崎, 達朗(Isozaki, Tatsuro) |
| Publisher | 三田史学会 |
| Publication year | 1992 |
| Jtitle | 史学 (The historical science). Vol.61, No.3/4 (1992. 3) ,p.93(317)- 114(338) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19920300-0093 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

初期鎌倉府再考

——南北朝初期の「鎌倉府執事」の性格をめぐって——

磯崎 達朗

はじめに

南北朝時代初期の足利氏による東国支配は、建武政権

下に足利直義が成良親王を奉じて鎌倉に下り、奥州の義

良親王および北畠顕家に対抗する形で関東地方を足利氏

の勢力下に置くことを指向した、いわゆる鎌倉将軍府に

始まることは周知の通りである。⁽¹⁾しかしながらこの体制

は、建武二年(一三三五)七月の中先代の乱を契機とし

て足利氏が建武政権に離反することにより、事実上崩壊

したと考えられる。その後の関東地方における幕府支配

をみると、尊氏の嫡子千寿王(義詮、以後本稿では便宜

上義詮とする)が鎌倉に留まっており、また高・上杉と

いった有力諸氏も活動徴証を残していることが知られて

いる。義詮の鎌倉在陣は、貞和五年(一三四九)八月に

起きた高師直のクーデターにより直義の政務を引き継ぐ
ために上洛するまでつづき、それと交替で初代鎌倉公方
である足利基氏が鎌倉に下向することになる。

この時期の幕府の東国支配について、伊藤喜良・小要
博の両氏に代表される従来の研究史においては、京都の
幕府に対して独立的な地域支配を行っていた、基氏以降
の鎌倉府体制を遡及させることにより評価されてきた。⁽²⁾

つまり鎌倉府の存在を前提として、足利義詮を鎌倉公方
に、また高氏・上杉氏などを鎌倉府執事・管領に位置付
けたのである。その上で、執事に比定された者の発給す
る奉書を、当該期に一通の発給文書も検出されない足利
義詮が鎌倉公方として関東地方に有していた領域支配権⁽³⁾
を、「鎌倉府執事」として代行・具現したものの、という
理解が成されてきた。したがって「鎌倉府執事」から

「管轄下（関東分国）」國人に下された奉書の内容が、そのまま当該時期の「鎌倉府」なる地方統治機関が幕府から分与された権限であると位置づけられた⁽⁴⁾。その結果、軍事的な地方統治機関としての「初期鎌倉府」論が定着したかのように見える。

たしかに足利將軍家の嫡子である足利義詮が鎌倉にあり、足利氏の家宰・根本被官の出自を持つ高・上杉の両氏が鎌倉を拠点とする関東地方において、軍事、所領の預置・寄進などの諸権限を行使していたことは事実であり、この関係は後に成立した東国政権としての鎌倉府体制と、表面的には近似した体制を想起させる。しかし南北両軍が領域拡大をめぐり激しく争っていた南北朝初期の関東に、はじめから一元化された政治組織を想定することは、時期的・地域的特徴や歴史的過程を看過させるおそれがある。そういった意味で、「初期鎌倉府」の独自の在り方を、室町時代の東国政治上に位置付ける作業はいまだ不十分といってもよい。この性格を明らかにすることは、鎌倉公方・関東管領体制を基軸とした室町期東国政治史の前提として、東国史研究上の重要な課題であると考えられる。

本稿では「鎌倉府執事」と称されてきた諸氏⁽⁵⁾のうち、

比較的の文書史料の残存に恵まれ、しかもほぼ同時期に東国地域での活動の証が見られる、高師冬および上杉憲頭⁽⁶⁾の活動の背景や基盤を分析することによって、「初期鎌倉府」の基本的性格およびその実態を考察することとしたい。

一 高師冬・上杉憲頭の地位と権限

1 高師冬の東国下向の経緯と背景

高師冬の関東における活動の背景を知るためには、その関東滞在がいかなる状況下において何を目的としたものであったかを明らかにする必要がある。そこでまずは、高師冬の関東下向からその後の活動の推移を概観しつつ、その背景や経緯を跡づけておく。

表I⁽⁷⁾で示される通り、関東での高師冬の活動は、暦応二年（一三三九）六月から康永三年（一三四四）二月のおよそ四年半にわたっている。発給文書を見て特徴的なことは、軍事関係文書（文書番号6-9のような軍忠状等への証判など）がその多くを占めていること、さらにそれ以外の預状・願文・寄進状等の中にも「幕府之雄兵各安全、常州之梟徒悉敗亡」といった文言の明記されたものが見られることから（文書番号4）、その活動が常

表I 高師冬発給文書(第一次関東下向中)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|------|------|--|--|---|--|
| 24 | 23 | 22 | 21 | 20 | 19 | 18 | 17 | 16 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 曆応二年 | 六月一日 | 欠所預置(勲功賞・下総国) 凶徒追討の祈禱命令 祈禱料所の寄進状(凶徒降伏) 願文(幕府安全・常州梟徒敗亡) 武蔵六浦関米免除(過書) 常陸国での軍忠への感状 常陸・下総国での軍忠への感状 着到状への証判(常陸合戦) 着到状への証判(常陸合戦) 祈禱料所の寄進状(天下太平) 軍忠状への証判(常陸合戦) 所領(本領)預置 欠所預置(替所) 譲り状(八月二二付)への証判 山内時通の備後国所領の保全依頼 右所領の備後守護への保全依頼 軍勢催促状(結城氏を防戦の旨) 所領安堵を求めた申状への証判 軍忠による所領返付の渡付命令 護摩料所の寄進(天下安全) 右所領沙汰付の命令(両使) 常陸没落凶徒誘引・交名注進命令 軍忠状への証判(常陸合戦) 軍忠状への証判(常陸合戦) | 安保丹後入道(光泰) 鶴岡八幡宮神主 宮寺阿彌陀寺 走湯権現 円覚寺長老 税所虎鬼(幹治) 山内首藤三郎時通 伊賀三郎盛光代細野 山内首藤三郎時通 新熊野社 矢部左衛門尉定藤 茂木越中権守知貞 江戸近江権守 光阿(安保光泰) 松田十郎右衛門入道 細河刑部大輔頼春 石川烟田太郎兼光 鹿島尾張権守利氏 佐竹上総入道貞義 鹿島護摩堂長老 鹿島又二郎(幹寛) 結城修理大夫親朝 税所十郎幹治 別符尾張太郎 | 武蔵国 相模国 武蔵国 伊豆国 武蔵国 常陸国 相模国 陸奥国 相模国 同 駿河力 下野国 武蔵国 同 相模国 同 陸奥国 常陸国 武蔵国 | 安保文書 鶴岡神主家伝文書 神田孝平氏所蔵文書 神宮徴古館文書 京大文学部所蔵文書 税所文書 山内首藤家文書 飯野八幡宮文書 山内首藤家文書 松雲公採集遺跡編纂 諸家文書纂 茂木文書 江戸文書 安保文書 山内首藤家文書 同 白河文書 後鑑・無量寿寺文書 諸家武蔵文書 護国院文書 同 榊原文書 税所文書 集古文書・別符文書 |

表II 上杉憲顕発給文書(観応擾乱以前)

| | | | | | | | | |
|--|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 曆応三年 | | | | | | | | |
| 六月一九日 | | | | | | | | |
| 六・二二 | | | | | | | | |
| 四・二・一〇 | | | | | | | | |
| 六・六日 | | | | | | | | |
| 六・六日 | | | | | | | | |
| 康永四年 六月二七日 | | | | | | | | |
| 貞和二年閏九月五日 | | | | | | | | |
| 三・一〇・一三 | | | | | | | | |
| 同 | | | | | | | | |
| 寄進状の施行 臨時の祈禱命令 欠所預置(勲功賞・上野国) 着到状への証判(越後凶徒退治) 着到状への証判(越後御敵退散) 下地沙汰付の遵行 守護代請文の幕府への進上 守護代請文の幕府への進上 守護代請文の幕府への進上 | | | | | | | | |
| 天野参河前司 世良田長楽寺長老 佐貫江口又四郎入道 小林孫五郎重政 色部三郎藏人高長 長尾左衛門尉景忠 なし(幕府機関) なし(同) なし(同) なし(同) | | | | | | | | |
| 伊豆国 上野国 同 同 越後国 同 同 同 同 | | | | | | | | |
| 醍醐寺文書 長楽寺文書 正本文書 上野小林文書 反町色部氏文書 反町三浦和田文書 同 同 高橋六之助所蔵文書 | | | | | | | | |

初期鎌倉府再考—南北朝初期の「鎌倉府執事」の性格をめぐって—

陸国に根拠を据える北畠親房以下の南朝方に対する軍事行動に終始していることを指摘できる。したがって師冬の関東下向が、北関東地域の南朝方追討という目的であったことを窺わせる。実際、下向の翌年に当たる暦応三年(一三四〇)五月日付矢部定藤軍忠状⁽⁸⁾には「去年四月六日、自京都御下向之時御供仕畢、次常州御発向之時、同九月八日、馳参武州村岡宿」とあり、師冬の関東下向と常陸国発向への供奉を一連の軍忠として記している。また師冬は幕府の所在地である京都から関東に派遣されて、すぐに常陸国に向かいつつ軍事行動を展開していることも確認できる。一方、北関東・常陸の南朝勢力をほぼ鎮圧した直後ともいえる康永三年二月には、速やかに上洛の途についているのである。⁽⁹⁾

暦応元年(一三三八)九月、義良親王・宗良親王・北畠親房らは伊勢大湊より東国に向かった。これは、同年に入り北畠顕家・新田義貞を相次いで失った南朝方の、東国に重点をおいた挽回策と考えられよう。これに対して幕府は、宗良親王が漂着した遠江に、守護・大将として仁木義長・高師泰を京都から派遣している。⁽¹⁰⁾高師冬の関東下向は、こういった幕府の南朝方への一連の対応と揆を一にするものであり、同じ背景を持つものであった

に相違ない。⁽¹¹⁾高師冬の活動が、発給文書の所在が示す通り北畠親房の拠った常陸国を中心とした北関東地域での軍事活動に終始し、しかも京都から下向し合戦終了と共に再び上洛していることなどから、その東下は東国、特に北関東の南朝方拠点の鎮圧を目的とした、幕府による軍勢大将の発遣であったと推知される。⁽¹²⁾

〔史料一〕⁽¹³⁾

着到

小林孫五郎重政

右、越後国凶徒為対治、御進発令御共、去五月十七日^(越後)関合戦、進先陣致軍忠、同廿四日^(伊米崎)夢崎合戦之時抽軍忠、二度懸之時、致忠節候訖、仍着到如件、

暦応四年六月 日

^(証判) 承候了(花押)^(上杉憲顕)

〔史料二〕⁽¹⁴⁾

越後国凶徒事、蜂起之由有其聞、早速馳下、属上相

民部大輔、可致軍忠之状如件、^(憲顕)

暦応四年九月十四日

和田四郎兵衛尉殿^(茂美)

^(足利直義) (花押)

史料一により上杉憲顕の場合も、越後国で蜂起した宗良親王を中心とする南朝方⁽¹⁵⁾に対抗するために、守護国上野国の軍勢を率いて越後国に赴いていることがわかる。

そしてそれは、足利直義の発給した史料二により明らか通り、幕府の指示による軍事活動であったことを指摘でき、これは康永三年（一三四四）までつづく⁽¹⁶⁾。こういった上杉憲顕の南朝方に対する動向（越後下向）も、前述の高師冬・師泰らの軍事活動と一連のものとも見做すことができよう。このように、「鎌倉府執事」と呼ばれてきた高師冬・上杉憲顕の両人の活動は、当該期独自の東国をめぐる情勢を反映しその特徴を示すものであったのである。これは、関東という定められた領域の範囲内に行政的活動を中心とする徴証を残した、のちの関東管領と大きく異なる点であり、安易な比較はできるものではない。

ところで佐藤進一氏はこのような師冬の関東派遣を、「義詮の補佐」をする関東管領としてのものと理解された上に、さらに「上杉を代表とする関東の直義勢力をチェックしようとする師直の意図からでたもの」であり「最初に着手したのが、常陸討伐であった」という見解を示されている⁽¹⁷⁾。この高師冬・上杉憲顕の關係に師直――

直義の対立の関東版をみる、という佐藤説はすでに通説となつていふように思われる。たしかに、師冬は観応元年（一三五〇）に二度目の関東下向を果たしており、この両者は観応擾乱期の関東における対立の当事者同士である。しかし以上にみたように、当該期にあつては各々が幕府にとつて同一の政治的課題を遂行していたとみることが出来る。もちろん両者の存在自体に対立の可能性を内包していたことは否定できないが、東国における南朝勢力が非常に活発であり各々がその対応に尽くしていた時に、幕府が内部分裂するに到つたのちの關係を具体的に見ることは実際的には難しい。したがって本稿ではこの時期特有の様相をおつていくことにする。

2 師冬軍の分析とその三類型

前項では高師冬の活動を幕府と南朝方の動向を考慮にいれつつ概観することにより、同人の関東における基本的地位を、幕府発遣の軍勢大将として位置付けた。そこで、この点についても少し詳しく検証するために、常陸国を中心とした軍事活動および師冬と輩下の国人たちとの關係を、その発給文書から考察してみたい。

表Iの文書内容・名宛人の項から分かるように、当該

期に高師冬が発給した文書のうち管見に触れた24通の内容は、欠所預置、軍忠状・着到状への証判、社寺に対する祈禱命令、所領寄進等であり、その宛所は一例を除いていずれも対象とする国人・社寺に直接宛てられていることを指摘できる。⁽¹⁸⁾ これらを見る限りでは、当該期に幕府が全国に派遣した一国・一軍団の軍事指揮者たる守護や大将の行使し得た権限の内容それに文書の発給対象と、特別な相違はないように思われる。⁽¹⁹⁾ しかし対象地域を見てみると、武蔵国の国人に宛てたものを中心に数か国にわたる広い範囲に及んでいる。なかでも、高師冬の軍事指揮権が陸奥国にも及んでいた(表I文書番号8・17・21など)ことは、足利基氏以降の鎌倉府の管轄国との関連において殊に注目される。

〔史料三〕⁽²⁰⁾

下総国豊田弥次郎入道跡事、為勲功之賞所被預置也、
守先例可令領掌、於不足者、下総国并奥州七郡欠所

注文到来之後、可有其沙汰之状、依仰執達如件、

曆応二年六月十一日

参河守(花押)
(高師冬)

安保丹後入道殿
(光泰)

武蔵国を本貫地とする安保光泰に宛てられた右の史料三の預状は、師冬に奥州七郡の欠所処分権が委ねられていたことの証左となる。⁽²¹⁾ このことは、よく知られているように北畠親房が結城親朝をはじめとする南奥の国人領主層の掌握につとめていたことの反映として、師冬にも南軍鎮圧という関東下向の目的達成のために、領域的には「関東」に限定されない軍事指揮権が付与されていたことを示すものといえよう。⁽²²⁾ そして師冬の東国での活動を見るとときには、南奥をも含めた広い視座でその活動全体の持つ意味を捉えねばならないことを示唆している。

ところで、このような広い範囲におよぶ高師冬の軍勢はいかなる構成を持っていたのだろうか。同人が北関東に向かった当初の延元四年(曆応二・一三三九)九月廿八日付北畠親房御教書によると、「鎌倉凶徒率武蔵・相摸等勢、寄来之由其間候」と見え、常陸下向に際して師冬の中心が武蔵・相模の軍勢であるとの風聞を記している。この両国は、建武政権下に足利尊氏・直義が各々武蔵守・相模守となつて以来、関東における幕府方の拠点として比較的安定していた地域であったと考えられる。もとより師冬にとつての主たる戦場だった関東の北東地域つまり利根川以東の地域が、執権北条氏権力の浸透の

度合いとの関係から、室町期においても独立的な伝統的豪族層が蟠踞して合従連衡を繰り返していたとの峰岸純夫氏の指摘⁽²⁴⁾を考慮すると、武蔵・相模の両国は、師冬の軍事活動・軍事指揮権の対象となる諸地域の中でも、その勢力基盤と成りえた点で他とは明確に区別して捉えるべきであろう⁽²⁵⁾。

このうち武蔵国については、建武年間以来高一族が守護職を一貫して有しており、当該期は師冬自身が守護であったことが明らかにされている⁽²⁶⁾。軍忠状などの現存文書の範囲内で知られる師冬の軍勢としては、別府・安保・江戸・浅羽・玉井・立川・成田などの武蔵国人がもつとも多く検出される⁽²⁷⁾。また師冬の軍勢の発着の拠点⁽²⁸⁾は、武蔵府中や武蔵国村岡宿であることも確認でき、これらの地は後の小山義政の乱のときにも武蔵の国人軍勢糾合や進発の拠点となっている⁽²⁹⁾。さらに、当該期の武蔵国に守護代薬師寺氏の存在が知られ、また貞和四年（一三四八）の四条畷合戦では高師直が武州白旗一揆を率いていたこと⁽³¹⁾なども考慮にいれると、武蔵国における高一族による守護領国化の進展が推知される。したがって高師冬と武蔵国の軍勢の関係は、師冬軍の中核として、一国軍事指揮者たる守護と分国国人の関係として捉えるべ

きであろう。師冬が分国武蔵の国人をその軍勢の中核としたことは、前に考察した上杉憲顕が守護国上野の軍勢を率いて越後に下った事実とともに、東国においても一門・準一門守護とその分国を基礎にした幕府の対南朝策を窺わせるものといえる⁽³²⁾。

相模国に関しては残存史料の関係上多くのことを知りえないが、武蔵国と同様に建武年間以来足利氏の間東における拠点であったことは認めてもよいであろう。ここでは山内首藤氏を通して、当該期における師冬と相模国人の関係をみてみたい。

〔史料四A〕⁽³³⁾

為誅伐常陸・下野両国以下凶徒等、大将已所令発向給也、早致鎌倉之警固者、殊可被抽賞之由候也、仍執達如件、

建武三年十月十四日

^(岡)
重直（花押）

山内首藤三郎殿^(時通)

〔史料四B〕⁽³⁴⁾

着到

山内首藤三郎時通可為当參由被仰下之間、自去月十四日至于今月廿日、毎夜宿直令勤仕処如件、

建武三年十一月廿日

(裏証判)
「勤仕無相違矣、

— (岡重直)
「花押」 —

〔史料五A〕⁽³⁵⁾

常州并下総国凶徒誅討事、駒館城合戦之最中、軍勢多帰国之処、至于今忠節之條尤神妙也、向後弥可被抽軍忠之状、依仰執達如件、

曆応二年十二月十三日

(時通)
山内首藤三郎殿

(高師冬)
參河守(花押)

〔史料五B〕⁽³⁶⁾

着到

山内首藤三郎時通

右、時通自絲垂柳御共仕、関・大宝城至没落、致軍忠候了、仍着到如件、

康永二年十一月十三日

(証判)
「(花押)」

〔史料六A〕⁽³⁹⁾

史料四A・Bで明らかのように、山内首藤氏は斯波家長を中心として南朝方に当たっていた建武年間の関東にあつて、幕府方として、おそらく家長輩下の奉行人と思われる岡重直の命令により鎌倉の留守居役を勤めている。そして、師冬東下後の史料五Aおよび師冬軍の軍奉行人と判断される証判⁽³⁷⁾を持つ史料五Bにより、師冬方の「軍勢多帰国」するほどに南朝方の抵抗が活発だった北関東発向当初から、北畠親房の脱出により常陸国南軍がほぼ師冬軍により鎮圧される康永二年に到るまで、同氏が終始師冬の指揮下にあつたことが判明する。このような山内首藤氏の活動から、建武年間より幕府の輩下にあつた相模国人が師冬の軍勢中に活動していたことを推定できよう⁽³⁸⁾。これは足利氏が鎌倉將軍府以来相模国で築いてきた支配・国人層掌握を背景とするものである。そして高師冬は常陸合戦の大将としてその基盤を継承し、分国武蔵国人を中心とする軍勢に吸収して常陸国に赴いたものと考えられる。

つぎに、常陸国内あるいは北関東の国人(いわゆる旧族領主層)の動向を見てみよう。

常州苻中石岡城警固事、尤神妙、向後弥可被抽軍忠之状、依仰執達如件、

曆応二年十一月十三日
(高師冬) 参河守 (花押)

(幹治) 税所虎鬼殿

也、自余以来至于関・大宝城没落并伊佐城御敵降参

之期、任被仰下之旨致軍忠之条、浄永存知之上者、

賜御判為備龜鏡、目安如件、

康永三年正月 日

(証判) (高師冬)
「(花押)」

〔史料六B〕⁽⁴⁰⁾

さたけ勢よせきたり候時、(青柳莊) あおやきのしやうにて、
みのしまのなかつかさの子息十郎太郎さいせんにうちしに候、他にことなる事にて候、向後このむねを心へさせ給へく候也、謹言、

六月十五日
(曆応三・奥国元年)

大せう殿

(大掾高幹) 浄永 (花押)

〔史料六C〕⁽⁴¹⁾

目安

常陸国税所十郎幹治申軍忠事

右、去曆応四年六月小田城御発向之間、常陸大掾入道浄永相催一族等、可対治志筑城之由、給御教書、同十三日進発之間、幹治属于彼手馳向、致軍忠之処、同七月一日御敵出張之間、致合戦之刻、家人野中孫次郎実安被射左膝了、同十一月十八日所令御敵降参

史料六AからCは常陸大掾氏とその一族税所氏の例である。同一族は、六Aの内容が示すように、曆応二年(二三三九)常陸国内に入るため下総駒城で合戦中の高師冬(史料五A参照)から軍忠に対する感状を与えられた。その翌年には、六Bのように北畠顯信が小田城から奥州に下向する途次の常陸北部において、幕府方の守護佐竹氏と合戦している。しかしながら、師冬が常陸北部に転戦することで戦況が好転した曆応四年(二三四一)六月には大掾氏は再び師冬軍下に戻っており、以後はその軍事指揮下にあった。これは、曆応四年六月に大掾氏が師冬の御教書を得て軍事活動を行い、それ以後合戦終了まで師冬の仰せの旨により軍忠したという六Cの内容により知ることができる。この常陸大掾一族と同様に、合戦の動向の中で幕府方に下つていった常陸国人は、ほかに真壁氏⁽⁴³⁾・鹿島氏⁽⁴⁴⁾、そして当初は小田城において積

極的に親房を支援していた小田氏⁽⁴⁵⁾などの例が知られており、下野の小山氏⁽⁴⁶⁾、さらには南朝方の浮沈を握っていた陸奥国の結城親朝が師冬に帰順したことも、同じように捉えることが可能である。これらの多くは、師冬が暦応三年末に常陸北部の瓜連に到着した後、およそ一年後の小田城攻略にいたるまでの間に、戦闘の優劣がはっきりすると共に幕府方についたものである。結城親朝の康永二年九月日付注進状⁽⁴⁷⁾案には、南奥・常陸・下野・下総などの五十余名にのぼる国人交名を載せるが、北朝年号を有していることから幕府方への注進と判断され、北関東・南奥地域の多くの国人が親朝と共に幕府方に降りたことを窺わせる。以上のように、当該期における常陸周辺の人たちは、結果的にその多くが幕府方の師冬軍に下つていった事実を指摘することができる。

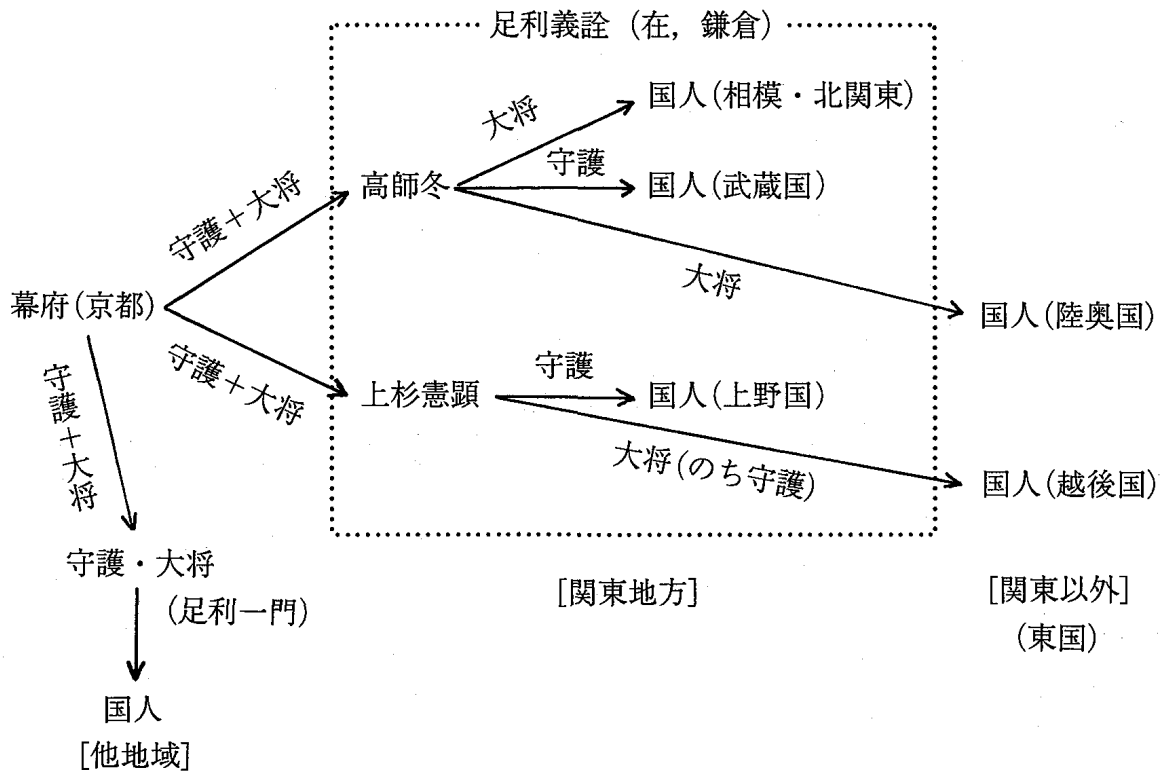
逆にいえば高師冬下向当初の北関東地域は、多くの国人層が戦況に応じて離反を繰り返すといった状況で、いまだ幕府の勢力圏内の段階には無かったのである。そういった地域を、建武政権成立期より足利氏の基盤となっていた武蔵・相模両国の国人を中心とした軍勢を組織することで幕府方の領域に拡大し、のちの鎌倉府が関東に地域支配をおこなう前提を成したことに、高師冬の関東

における活動の歴史的意義を認めることができるであろう。

3 小結

以上考察してきたように、高師冬の関東下向は、常陸国を中心とした北関東の南朝方の勢力を軍事的に討伐して、関東地方全域を幕府の勢力下に置くことを目的とした、守護職を背景とする幕府発遣の大将としてのものであったのである。したがって師冬の行使した諸権限は、決して「鎌倉府」のもつ領域支配権を代行したものでなく、彼自身に幕府が付与せしめたものであったと判断される。中心となった軍勢は、守護国武蔵の国人勢力を中核にして、幕府の関東における勢力基盤だった相模国人をこれに加えたものであったことは、当時の鎌倉の持つ意味を考える上でも重要であろう。高師冬のこのような在り方は、幕府の指示により守護国上野の軍勢と共に、やはり南朝方が活発に活動する越後国に下つた上杉憲顕の場合にも確認することができた。⁽⁴⁸⁾ 両人のこのような、守護または軍団指揮者である大将としての権限を、「鎌倉府執事」という術語がイメージとして有する権限とは混同しえないのである。

図I 関東地方への幕府支配（当該期）



図Iは、「鎌倉府執事」とされてきたこの両人の実際の在り方を、今までの考察に基づいて作成したものである。すでに述べたように、従来の研究では高師冬や上杉憲顕の活動について、「関東」という政治的領域が確定されてそこに多くの行政権を確保した、のちの鎌倉府体制から理解を加えて、鎌倉府（鎌倉公方）が関東地方に有する領域支配権を行使する「執事」として解釈されてきたように思われる。しかし当該期はまだまだ幕府が関東に領域支配をおこなえる状態にない。また、前掲の表I・IIに掲げた各々の発給文書を比較すれば判るように、文書の発給対象国は双方まったく一致しないし、憲顕の場合は守護分国に限られている。そこで図Iのように、両人が各々幕府から付与された守護・大将といった地位とそれに基づく権限を基盤とした活動を行いつつ、東国での幕府勢力圏を拡大していったと理解すべきであると考えられる。こういった両人の活動こそ、当該期の「鎌倉府執事」の基本的な性格を示すものであり、室町期の東国における幕府権力を常に「鎌倉府」という名のもとに一体のものとして捉える見方は、実体と乖離しており避けられるべきであろう。

二 「鎌倉府執事」発給の奉書について

実際的には当該期に見られる足利一門・準一門守護あるいは大将と変わらない範囲でみずからの権限を行使した、高師冬・上杉憲顕の兩人が発給した文書の書留文言は、今まで用いてきた史料三、五Aおよび六Aのように、何れも「依仰執達如件」となっている。これらは、官途名プラス花押の署判を有する典型的な執事・管領奉書(御教書)としての様式を持ったものと認められる。そしてこの面では、いわゆる関東管領が鎌倉公方の意を奉じて出した「鎌倉御教書」とも同じである。こういった奉書様式の文書を「鎌倉府執事」が発給したことが、それを鎌倉公方足利義詮に付与された関東地方の領域支配権を関東執事として代行したもの、つまりその命令主体を足利義詮であるという理解を生んできた大きな要因ともなっている。⁽⁴⁹⁾ところがこの文書様式は、今まで考察してきた兩人の守護や大将といった立場からの発給文書としては異例なものであるし、またこのように理解する私見との間にも齟齬が生じているようにも思われる。そこで最後に、高師冬・上杉憲顕の発給文書が執事奉書様式であったことの意味を考えてみたい。

まずはいずれの発給文書も、受けた命令の根拠つまり施行する文書の存在・内容を明記したものではなく、様式的に厳密には執事の施行状と判断されるものは皆無であることを指摘しておきたい。⁽⁵⁰⁾そこで比較検討のため、地位・権限が高師冬に近似しており、なおかつ上野・越後という関東とそれ以外の地域の双方に守護職を有する上杉憲顕の発給文書を見てみよう。

「史料七」⁽⁵¹⁾

(前略)

上野国山田郡齋米保内西内島村^{佐貫内嶋彦六入道 同孫六入道跡}事、
為勲功賞所被預置也、守先例可致沙汰之状、依仰執
達如件、

曆応四年二月十日

^(上杉憲顕)
民部大輔在判

佐貫江口又四郎入道

(後略)

「史料八」⁽⁵²⁾

三浦和田四郎兵衛尉茂実申、越後国奥山庄北條内、
海老名又太郎忠文妻跡事、施行状如此、早可被沙汰
付下地於茂実之状如件、

康永四年六月廿七日

(上杉)
憲頭 (花押)

長尾左衛門尉殿

上杉憲頭の場合、関東の内である上野国に宛てた史料七の書留が執事型の奉書文言であるのに対し、越後国に宛てられた史料八は直状形式で実名プラス花押の署判を持つ、典型的な守護書下様式の文書である。もちろんこの二通の発給に到る経緯は異なるので、簡単に比較することは出来まいが、表Ⅱで示した同人の発給文書中の該当文書ではいずれもこれと同じ区別が指摘できる。史料七は、既に勝守すみ・峰岸純夫氏により、上杉氏による上野国の守護領国化を示す、国衙領の掌握に関する徴証として取り上げられているものである。⁽⁵³⁾そこで明らかにされたように、史料の内容的にも、また本史料を公驗文書として載せる田数帳の末尾に康永二年(一三四三)八月廿日付上野守護代長尾景泰発給の「右佐貫江口又四郎分、且所納如件」という文言を有する年貢返抄⁽⁵⁴⁾があることから、史料七の奉書は一見執事としての奉書のように、実質的には上杉憲頭が守護としての権限で発給したものであったと判断できよう。同様に、明らかに越後国守護の在職徴証として理解される史料八の様式を考慮に

いれると、この形式的な使い分けについては、関東に限ってむしろ意識的に、「依仰執達如件」という書留文言が示すような執事としての様式をとった奉書を用いていたと判断したい。

將軍の嫡子である足利義詮が鎌倉にあつたことや、高・上杉と言った足利氏の家宰・根本被官の出自を持つ両氏の守護職を中核とした広域的な活動とその文書様式を見ると、「形式的」にはのちの鎌倉府体制を髣髴させる。同時期の史料中でも、義詮を「若御料」⁽⁵⁵⁾また「鎌倉御所」⁽⁵⁶⁾とあらわし、高・上杉氏をさして「両管領」⁽⁵⁷⁾と称した文書もあるように、その形式はおそらく当時においても鎌倉幕府・建武年間の鎌倉將軍府と連続した、小幕府の在り方を意識させていたのではないかと考えられる。事実、応永初年(一四〇〇年頃)成立した『鎌倉大日記』⁽⁵⁸⁾ではすでに、公方・管領の位置づけで基氏以降の鎌倉府に連続するように記されている。そういった意味で、「仰」の主体は足利義詮であるといつて差し支えないであろうし、それが幕府による関東の領域化に果たした権威的な役割も注目される。そして、権限の「実質的」主体を本稿で提示した私見のように捉えてこそ、このように義詮の「仰」を奉じている様式を整えた奉書を「鎌倉

府執事」が発給していた「形式」の持つ意味も十分に評価できるのではないだろうか。⁽⁵⁹⁾

おわりに

最後に以上の考察をまとめて、本稿を閉じたい。

まず鎌倉府執事という位置付けのもとに、鎌倉公方の持つ領域支配権を代行したと理解されてきた高師冬・上杉憲顕の行使した権限は、実質的には守護・大将として、東国を幕府支配下に置くことを目的に両人が各々幕府から付与されたものであったこと。これは、当該期に全国的に展開していた足利一門の武将たちと、同様の立場、同一の政策の中で捉えられるべきものである。しかしながらその活動は関東における幕府の支配領域の拡大を目的とし、その結果、独立的な地域支配体制を持った東国政権として鎌倉府成立の前提となりえたことは、特に注目される点である。

実際、師冬の軍事指揮下には、守護国武蔵の国人とともに幕府が建武年間以来関東で蓄えた勢力（相模国人）を吸収しており、それらを基盤とした師冬の常陸平定の後には、南北両朝の対立を基とした長期的かつ大規模な争乱は関東においては見られなくなる。⁽⁶⁰⁾ こうした事実によ

り、高師冬・上杉憲顕などのような南北朝初期の「鎌倉府執事」の東国での活動のもつ意義を、室町期の東国政治史上に位置付けることが可能であろう。また、当該期における守護権限を基盤とした幕府の東国支配は、後に、関東の大半の守護職を一族で掌握した関東管領上杉氏による東国支配との連関を考える上でも、たいへん興味深い問題を提示していると思われる。

以上のように政庁としての実態をほとんど垣間見ることのできない「初期鎌倉府」ではあるが、公方・管領、執事様式の奉書などの形式的側面が、幕府やのちの鎌倉府との連続を想起させるのである。なかでも、足利義詮が鎌倉に在ったことこそ他地域との最も大きな違いであり、その存在の持つ意味を積極的に評価したい。さらに武家政権発祥の地としての関東の特質、「建武式目」に見られるごとく当初は鎌倉に幕府を設置することを指向したほどに、関東を意識し、そして重視した室町幕府の姿勢を指摘して、大方のご叱正を願いつつ擲筆したい。

註

(1) 佐藤進一著『南北朝の動乱』（中公文庫版）、四三―四四頁。

(2) 足利義詮が鎌倉に在した時期に言及した論稿のうち本

稿と関係の深い論文を掲げておく。伊藤喜良「初期鎌倉府」小論（『文化』三三—四、一九六九年）は、「考証の手がかりとして、鎌倉府執事の発給文書の検討により、府の権限を明確にする」と、分析の方法を述べている。

また小要博「関東管領補任沿革小稿」（『法政史論』—5、一九七四年）、同「関東府小論—幕府との関係を中心にして—」（『日本中世の政治と文化』所収、吉川弘文館、一九八〇年）、も伊藤氏と同様の方法で、「鎌倉府が管轄する国々については、関東管領が軍事的な権限を握り行使している」との結論を得ている。そのほか、田辺久子「南北朝前期室町幕府における信濃国管轄権の推移」（『日本歴史』—二八六、一九七二年）、同「鎌倉府における所務沙汰権の変遷」（『史論』—二九、一九七六年）。森茂暁「高一族と室町幕府」（『史淵』—一一三、一九七六年）。

(3) 森茂暁氏は、「上杉家文書」貞和三年（一三四七）七月二日付足利義詮御判御教書の存在を指摘している。「上杉家文書」中に、氏の示される文書の存在は認められないが、おそらく、同文書中貞治三年（一三六四）七月二日付足利義詮御判御教書との誤認と思われる。貞治三年には、義詮はすでに將軍として在京している。したがって足利義詮が鎌倉にあった時期の、自身による文書発給の事実は確認できない（森氏、前掲註（2）論文）。

(4) こういった執事の発給文書から、伊藤喜良氏はそれを鎌倉府の権限とした上で整理して、「軍事指揮権、預置が支柱であり、寺社興行権がこれにつぐ」と結論され、小要氏も同様に「鎌倉府自身が行使しえる権限」として

「軍事的な権限」を位置付けている（伊藤、前掲註（2）論文。小要「関東府小論」、前掲註（2））。

(5) 小要「関東管領補任沿革小稿」（前掲註（2））参照。

(6) 「初期鎌倉府」に関する従来のイメージについて、最近峰岸純夫氏も疑問を示された（同「書評 佐藤博信著『中世東国の支配構造』」、『史学雑誌』一〇〇—六、一九九一年六月）。

(7) 表I・IIの「名宛人」の欄は、軍忠状・着到状などの複合文書では、その提出者を記し（高師冬の場合、讓状、安堵の申状への証判もある）、また対象国の欄は、発給対象者（名宛人）の当該期における主たる所領のある国を、その所属国と判断して国名を記した。

(8) 「諸家文書纂」（『神奈川県史』資料編3上、三四八—号）

(9) 師冬は康永三年二月に常陸より武蔵府中に戻り（『税所文書』同年正月日付税所幹治軍忠状、『茨城県史料』中世編I。および「集古文書」同二月日付別府幸実軍忠状写、『埼玉県史』資料編5、三四六号）、二月廿五日に鎌倉に参じたが、閏二月二日には進発している（『鶴岡社務記録』）。この進発が上洛を示していることは、小要博氏が既に明らかにしている。（小要、前掲註（5）論文）。

(10) 仁木義長は遠江国守護として同国に発遣されたことが確認できるのに対し（佐藤進一著『室町幕府守護制度の研究 上』、「遠江国」項）、高師泰の場合も同時期遠江での軍事指揮者としての活動が知られる（『瑠璃山年録残編』暦応二年七月廿二日、「蒲神社文書」同八月廿三日、

『大日本史料』六編所収)。この時、隣国三河国守護高師兼と三河国の軍勢も師泰の指揮下にあり、高一族が建武年間から三河国守護であったという背景からも、この時の師泰の地位は幕府が重要拠点に派遣した大将であったと判断した。

(11) 実際、「保暦間記」には師泰・師冬が暦応二年春に同時に京都を発ち、師泰は三河勢を加えて遠江南軍にあたり、師冬はさらに軍を進めて関東に入ったことが記されている。当時の史料からも、この記載が事実だった蓋然性は高い(『大日本史料』六編、暦応二年七月二十二日条所収文書参照)。

(12) 「高幡不動胎内文書」は、高師冬の東国下向から北関東出陣初期に、師冬に従軍した武蔵の一領主の実体を窺わせる貴重な文書群であるが、この「胎内文書」中に「(師冬が)下候ハ、やかてひたちちゑむくへく候」と記されたものがあり、師冬が鎌倉から武蔵府中に下る以前の時点で常陸下向を目的としていたことを伝えるものが存在する(『日野金剛寺(高幡不動)文化財調査報告』所収、二四号文書、一五・一八号参照)。また、師冬常陸下向後の興国二年(暦応四・一三四一)五月廿五日付北畠親房事書(結城親朝宛)から、師冬の関城攻撃について「自京都厳密催促之間」実行された旨が知られる。敵方の風聞だが、既述の活動の経緯とあわせて本文の内容を裏付ける。「高幡不動胎内文書」の評価・位置付けについては、小川信氏「南北朝期における在地領主の実態と合戦の一断面」(『国学院大学大学院紀要—文学研究科—』第

二三輯、一九九一年三月)参照。

(13) 「小林家文書」(『群馬県史研究』一一九)。本史料の編者は関合戦を常陸国関城合戦に比定されているが、「鶴岡社務記録」暦応四年六月七日条に「越後城悉打落之由、以飛脚上杉戸部令申了」とあり、「市川文書」、「色部文書」等からも、上杉憲顕には常陸に赴いた形跡はなく、暦応四年六月から康永三年七月までは越後国を中心に南朝方に対する活動をしていたと判断される。本文参照。

(14) 「反町三浦和田文書」(『新潟県史』史料編4、一二六九号)。

(15) 宗良親王が暦応四年春に越後国寺泊に到着して以後、新田義宗らに率いられた越後各地の南朝方がいっせいに蜂起している(『新潟県史』通史編2、一八五頁)。また宗良親王の動きについては、森茂暁『皇子たちの南北朝』(中央公論社、一九八八年)IV章参照。

(16) 『新潟県史』通史編2・中世、一八五―一六頁。

(17) 佐藤氏、前掲註(1)著書、一三五―一六頁。同氏は「師冬は常陸征伐の使命を帯びて京都から下ってくる」とも述べられている(同、二二九頁)。

(18) 常陸国守護佐竹貞義宛のものが一通ある(表I、文書番号19)。松本一夫氏はこの一通の文書から、「師冬は基本的に、一貫して幕府方として活動してきた佐竹氏に常陸一国の所務の遵行を担当せしめんと企図していた」とされ(同「常陸における守護及び旧族領主の存在形態」、『国史学』一一四〇、一九九〇年)、師冬の佐竹氏への遵行命令を積極的に評価されている。重要な問題なので、

筆者の理解を示しておきたい。松本氏の掲げた康永二年八月十六日付、佐竹上総入道宛高師冬奉書（康永元年八月十五日付鹿島利氏申状、『後鑑』所収「無量寿寺文書」、表Ⅰ文書番号18）は、所領返付を求めた鹿島利氏の申状を受けて発給されたもので、鹿島利氏と常陸大掾一族の鹿島幹寛のあいだに起きた所領をめぐる争いがきっかけとなっている。結果的には、（師冬の）御座において利氏の申し立てが認められ、幹寛横領地以外の所領を含む利氏が本知行と称する所々の知行注文に、高師冬が証判を加えたものである。その際、利氏は申状の中で「仰守護方、渡賜本知行所々」という要求を行っている。したがって大掾氏の勢力圏内にある所領について佐竹氏に沙汰付が命じられたのは、師冬が軍下の国人の要求に応じた結果なのである。また、これ以外の師冬発給文書はすべて対象とする国人・寺社に直接下されており、更に本史料は守護佐竹貞義に対して直接打渡しを命じたものであり、一般的には両使などの遵行使宛に用いられる「莅彼所」という文言も有しているので、佐竹氏といえども一人人として位置付けられたとも考えられなくはない。したがって、制度として守護を介した遵行形態を師冬が企図したとの松本氏の推測は難しいであろう。師冬下向時の常陸の情勢を考慮に入れると、本文に述べるように大掾一族や小田氏などの有力豪族がひしめいており、守護佐竹氏による国内国人の掌握には限界があったに違いない。そこで師冬は幕府方勢力拡大のため在地の状況を踏まえつつ、むしろ基本的にはまず国人個人を直接掌握

することで南朝方に対抗しようとしたとの推測が可能であろう。そしてこのことは、遵行の場合にも反映するものと考ええる。

- (19) 守護権限・遵行手続については佐藤進一氏の前掲註(10) 著書の中で沿革考証に用いた守護在職徴証が参考になり、南北朝期の(軍勢) 大将については佐藤氏「室町幕府論」(旧『岩波講座日本歴史』中世3、一九六七年) に守護と大将の關係があり、小川信氏の『細川頼之』一六一九六頁(吉川弘文館、一九七二年) および『足利一門守護発展史の研究』(吉川弘文館、一九八〇年) の二著書に詳しい記述がある。また漆原徹氏が「南北朝初期における守護権限の一考察」(『古文书研究』一二七、一九八七年) において、五通りの軍事指揮権発動の伝達のルート(発給対象) を指摘しているが、守護・大将はいずれも御家人(国人) に直接命令(文書) を下達することになっている。

- (20) 「安保文書」(『神奈川県史』資料編3上、三四五六号)。
(21) 奥州七郡は、結城親朝を中心とした南奥国人勢力の基盤がある、仙道筋に位置する白川・石川などの諸郡を指しているものと思われる(親朝は奥州白川・石川以下の「八郡検断職」を有していた、『福島県史』1、五六六―五九三頁)。敵方所領は当然欠所地となりうるはずであり、本文に述べた師冬下向の目的からみても、この地域の欠所処分権を師冬が有していたことには妥当性がある。

- (22) 小要氏は、師冬の陸奥国に対する発給文書は奥州管轄の徴証とはなり得ないとする遠藤巖氏の指摘から、「鎌倉

- 府執事」高師冬が「奉書を出しえた国」を関東に限定しており、結果的に陸奥国に宛てた文書を無視してしまっている(小要、前掲註(4)論文)。また遠藤氏の指摘は、奥州管領石塔氏の活動を考慮に入れてのものであるが、師冬に陸奥国人宛の発給文書が数通ある事実を説明し得ているとは言えまい(遠藤「奥州管領おぼえ書き」、『歴史』一三八、一九六九年)。関東と陸奥の間に恣意的な線を引くよりも、北畠親房が頻りに結城親朝を誘引したように北関東と陸奥の南軍が連動していたことを考慮して、それに対する師冬にも必要な広域的権限が付与されたと思いたほうがよからう。当該期に石塔氏発給の預状が管見に触れないことと、師冬と石塔氏の軍事活動がある部分は一体化して南朝方に当たっていたことを指摘しておきたい(「相馬文書」暦応四年十一月六日付、石塔義房軍勢催促状など)。
- (23) 「結城古文書写」(『神奈川県史』資料編3上、三四六四号)。
- (24) 峰岸純夫「上州一揆と上杉氏守護領国体制」(『歴史学研究』一二八四、一九六四年、のち同著『中世の東国地域と権力』、東京大学出版会、一九八九年、収録)。
- (25) 「比志島文書」にある「足利尊氏・直義所領目録」(『神奈川県史』資料編3上、三二四一号)は元弘没収地中の兩人への宛行地を載せるが、このうち関東地方の所領は武蔵・相模の両国に特に目立つことも有力な傍証になりうる。
- (26) 佐藤進一、前掲註(10)著書。
- (27) 表I文書番号1・13・24など。軍忠状の見知証人からも多くの武蔵国人を確認できる。安保氏の場合、讓状に師冬から証判を得ているが、これは国人側からも師冬に結び付こうとしている例にならう(表I・14)。『新編埼玉県史』通史編2(中世)二七二頁にも、師冬軍下の武蔵国人を掲げているので参照されたい。
- (28) 師冬は暦応二年の鎌倉到着後、武蔵府中を経て(「高幡不動胎内文書」二四号、註(8)参照)、軍勢を集めながら村岡宿から出陣した(矢部定藤軍忠状、前掲註(7))。そして常陸から帰還後も武蔵府中で武蔵国人の軍忠認定を行っている(康永三年二月日付別府幸実軍忠状、「集古文書」二十四、「新編埼玉県史」資料編5、三四六号)。
- (29) 「小山市史」資料編・中世、第4章「小山義政の反乱」所収文書。
- (30) 師冬が常陸在陣中だった暦応四年六月十一日の「鶴岡社務記録」の記載から、武蔵守護代の存在を知ることができる。武蔵守護高一族の守護代としては薬師寺公義が有名であり、近年海津一郎氏が研究史を整理しつつ詳しい検討をされ、新たな知見を提示している(同「東国観応擾乱と武蔵守護代薬師寺公義―高師直の武蔵支配と豊島氏―」、『生活と文化』第3号、一九八八年)。ただし、「鶴岡社務記録中」の武蔵守護代が薬師寺氏であったかは定かではない。しかし海津氏の指摘にもあるように、少なくとも高氏が守護代を擁して分国の国人掌握をおこなっていたことは確実であろう。

(31) 「太平記」卷二十六。当該期の武州白旗一揆の動向については、『新編埼玉県史』通史編2(中世)、三一九・三二〇頁参照。

(32) 京都からの命令は高師直の施行状をみる限り、関東も他地域同様に直接守護に宛てられている。

(33) 「山内首藤家文書」三八号(『大日本古文書』家わけ第十五)。

(34) 「同前」三九号。

(35) 「同前」四二号。

(36) 「同前」四六号。

(37) 史料五Bの着到状に据えられている証判の花押比定は、上杉憲顕(『群馬県史』)と上杉定顕(『関城町史』)の二つの見解に分かれている。これと同形の花押は他に、「下野島津家文書」にある康永二年十二月日付島津忠政着到状および同三年正月日付島津佐忠着到状の証判、「税所文書」康永三年正月日付税所幹治軍忠状(高師冬証判、史料六C)の裏判、の合計四点が確認できた。いずれも小田城攻めから関・大宝城落城(北畠親房の没落)にいたる軍忠を列挙した一括申請型のもので、相模・常陸・下野の三ヶ国にわたる国人の軍忠認定に関わる者の花押であることを窺わせる。これらのことから花押の主が師冬方侍大将であったことはまず間違いないが、その中でも師冬と極めて近い関係にあるような、陣中でも相当の地位にあったものであることを推測させる。したがってこの花押を上杉一族に比定することは極めて不自然である。しかも上杉憲顕の場合、今日確実に知ることので

きる同人の花押の変遷に史料五Bの証判が当てはまらないだけでなく、暦応四年六月から康永三年六月まで上野・越後両国に下っていたことは確実である(鶴岡社務記録)。「三浦和田文書」、「上杉家文書」など)ので、この花押が同人のものである可能性はない(上杉定顕説も『関城町史』編者の市村高男氏はすでに撤回されている)。それでは何人の花押であろうか。師冬軍の侍大将と考えられるものは幾人かいるが、そのうち暦応四(興国二)十二月の北畠親房事書(「相楽結城文書」、『関城町史』資料編Ⅲ、第三章55号)に師冬軍の大宝城包圍網の一手の大将として「師冬親類三戸七郎」と記されている人物に注目したい。「清源寺所蔵高階系図」(『近代足利市史』第三卷・史料編、所収)には、「三戸七郎師親」があり「伯父師冬為猶子」と注記されている。また観応擾乱で高師冬が鎌倉公方足利基氏をとまって鎌倉を没落するのに際し、基氏「御共」の筆頭として三戸七郎が出てくる(『醍醐寺報恩院所蔵古文書録乾』観応二年正月六日付石塔義房注進状写、『神奈川県史』資料編3上、四〇五八号)ことから、同族として師冬との関係の深さを思わせる。推測には過ぎないが、師冬軍の侍大将のうちもっとも史料五Bの証判者としてふさわしい人物として、筆者は高師親(三戸七郎)に比定しておきたい。本花押が高師直の花押と酷似していることも付け加えておく。



(史料五B証判、高師親カ)

- (38) 山内首藤氏は、鎌倉末期に備後国地毗莊に西遷したことでよく知られる相模国御家人であるが、史料四・五に出てくる山内首藤時通は、なお相模国を本拠としていたことは、既に岸田裕之氏が指摘している。(同「備後国山内氏一族と南北朝の動乱」、同著『大名領国の構成的展開』、吉川弘文館、一九八三年所収)。
- (39) 「税所文書」一五号(『茨城県史料』中世編I)。
- (40) 「大掾齋石川文書」(『水戸市史』上巻)。
- (41) 「税所文書」一六号(『茨城県史料』中世編I)。
- (42) 常陸に向けて発向した師冬は当初、南朝方の拠点で北畠親房の拠る小田城を直接攻撃するには到らず、暦応三年下総国駒城退却後(「相模結城文書」、『関城町史』資料編Ⅲ、42号)、同年七月に下総古河、十月に宇都宮に逗留していることを確認できる(「松平結城文書」二一・二二号、『福島県史』7・古代中世資料)。師冬が常陸国内に入ったのは同年十一月で、それも北部の瓜連城に「相待方々勢」と称してのものだった(「同前」二五号)。そして翌暦応四年五月に瓜連を発ち、常陸北部を転戦しつつ小田城に向かった(別府幸実軍忠状、前掲註(28))。
- (43) 山田邦明他「消えゆく中世の常陸」(『茨城県史研究』一四一、一九七九年、山田氏執筆分)、『真壁町史料』中世編I解説、など。
- (44) 註(18)で触れた鹿島利氏申状に「降人(鹿島)幹実」とある。本文で触れた大掾氏の動向とあわせて、松本一夫氏の前掲註(18)論文を参照されたい。
- (45) 常陸に上陸した親房は、神宮寺城を経てから暦応元年(二三三八)秋に小田治久を頼って小田城に入城したことは夙に知られている。しかし暦応四年(二三四一年)十一月、小田治久は高師冬に通じたため親房は関城に移った(「相模結城文書」興国二年(暦応四)結城親朝宛北畠親房御教書、『関城町史』史料編Ⅲ・中世関係史料、など)。
- (46) 佐藤進一前註(10)著書。松本一夫氏も、小山氏が当初、幕府(師冬)方と南朝(親房)方いずれともつかない、曖昧な態度をとっていたことを指摘されている(同「南北朝初期における小山氏の動向」、『史学』五五―二・三合併号、一九八六年)。
- (47) 「伊勢結城文書」八三号(『福島県史』7)。
- (48) 上杉憲顕は暦応四年に越後国で軍事指揮権を行使しているが(前述)、その地位について、従来は守護と見做されていた(羽下徳彦「越後に於る守護領国の形成―守護と国人の関係を中心に―」、『史学雑誌』六八―八、一九五九年、のち阿部洋輔編『上杉氏の研究』、吉川弘文館、一九八四年、収録。佐藤進一、前掲註(9)著書)。しかし近年赤沢計真氏は、建武年間の越後国における守護・大将の併置や当該期における高師冬の動向も考慮にいれて、上杉憲顕の越後国守護在職を康永二年以降まで下げ、それ以前を同国大将と判断された、ぜひとも参照されたい(赤沢「上杉氏の越後入部と観応擾乱」、『新潟史学』一一一、一九八八年)。
- (49) 高師冬・上杉憲顕発給の奉書の「仰」の主体が義詮であることを前提に研究が進められてきたのにもかかわら

ず、その理由に論及している諸稿はいずれも史料批判にミスがあつたりして説得力に欠ける。伊藤喜良氏の場合、「鎌倉宰相中將（足利義詮）」宛の年欠伝奏某御教書（「円覚寺文書」を暦応四年に年次比定した上で、それが「鎌倉府」という政庁の主体（義詮）に下されたことを、判断の根拠としている。しかし義詮が宰相中將（近衛中將）に任じられたのは上洛後の観応元年八月の左中將が初めである（「公卿補任」）。周知の通り、義詮は上洛した後に鎌倉殿と呼ばれており（鎌倉滞在中文書史料中で鎌倉殿と記された例は管見にない）、伊藤氏の掲げられた文書は明らかに当該期のものではないし、政庁としての鎌倉府の存在を前提とする点で本稿とはまったく異なった立場となつている。小栗博氏は、斯波家長発給の奉書の書留文言が「自將軍家被仰下程、依仰執達如件」となつているのに対し、師冬の奉書には「將軍家」の文言が無いことを根拠にしている。しかし「仰」の主体が義詮でなければならぬ理由には触れていないだけでなく、家長にもそういった文言の無い奉書は見られる。したがって、両氏の見解ともに再考を要することは言うまでもない。森茂暁氏は、伊藤氏の年次比定ミスに基く見解をそのまま入れて解釈を加え、暦応四年以降義詮が鎌倉府の実質的主帥となり、さらに、そうした義詮の成長と共に尊氏の代理人としての師冬の役割もこの年に一応終わったと結論された。政庁論を前提としておりまた、仰の主が幼少か否かが問題にならないことは室町幕府の管領奉書（將軍家御教書）を見れば明らかである。それに佐藤進一

氏の二元論に伊藤喜良氏の説を結び付けてしまつており、また師冬の関東下向の目的から再検討の余地がある（いずれも前掲中（2）論文）。

(50) 施行内容を含まないのは義詮が幼少だったからとも考えられるが、彼が左馬頭に任じられ元服した、康永三年（二三四四）三月（「公卿補任」）以降も「執事」奉書に施行文言はないので、師冬・憲頭が発給した奉書中に義詮の命令をうかがうことはできない。

(51) 「正文文書」九五号（『群馬県史』資料編5・中世1）。

(52) 「反町三浦和田文書」（『新潟県史』資料編4・中世二、二二八三号）。

(53) 勝守すみ「山内上杉氏の領国支配と守護代」（『群馬大学教育学部紀要人文・社会科学編』第十八巻、一九六九年、のち同著『長尾氏の研究』、名著出版、一九七八年、収録）。峰岸純夫、前掲註（22）論文。

(54) 史料七により預置かれた「新恩地」の年貢用途に関する請取状である。これらは、「上野国山田郡齋米保西内島村田数・年貢注文」とも言うべき一通の注文に収められている。

(55) 康永元年六月日付豊島重久着到状（『豊島宮城文書』、『埼玉県史』資料編5・中世1、三四三号）。

(56) 建武四年十二月十三日付高重茂奉書（『保坂潤治氏所蔵文書』、『神奈川県史』資様編3上、三三四六号）。

(57) 貞和四年五月日鎌倉府禁制奥書（『覚園寺文書』、『神奈川県史』資料編3上、三九九六号）。

(58) 『増補続史料大成』五一。

(59) 実際に命令を受けてなくても、奉書に「依仰」という文言を用いることによって権威や命令の効力を増すことは有りうるはずである。手近な例として鎌倉期の鎮西下知状を提示できる。ほかに、網野善彦氏が鎌倉末期の「公方」についての検討で提示した史料、つまり執権の下知が訴訟の公験としては「將軍家の仰を奉じる「依仰」の詞がないため、「公方御下知」―將軍家の御教書には准じられぬ、として却下された(同氏)」、も同様に理解できる(古沢直人氏の御教示による。網野「関東公方御教書」について、『信濃』二四―一、一九七二年、のち『日本古文学論集』5、吉川弘文館、一九八六年、再録。古沢氏「鎌倉末期における「公方」について」、『史観』第一二三冊、一九九〇年、参照)、参考になろう。ただしこの場合、奉書発給者(師冬・憲頭)に対し実際に権力を付与したもの(幕府・將軍)と形式的な「仰」の主(義詮)が一致していない点は、鎮西下知状とも異なっており興味深い。

(60) 観応擾乱により幕府方が分裂した後の文和三年(一三五四)、新田義宗・義興、北条時行らとその間隙について鎌倉を占拠したが、すぐ幕府方が奪還するという一時的なものだった。新田英治氏は、北畠親房の常陸脱出をして「常陸における南北朝内乱は事実上ここに終わった」と意義づけている(『茨城県史』中世編、一九六頁)。

〔付記〕

本稿の概要はすでに第二十三回日本古文学学会大会

(一九九〇年十月、愛知学院大学)において発表した。指導教授の高橋正彦先生、学会発表・成稿に際し御指導いただいた峰岸純夫先生に心からお礼を申し上げます。